

入学・就職・転勤などによる正確な住所異動届出について

問 住民環境課 窓口係
☎476-1111(125・163)

■窓口での『正確な住所の届出』が必要です

- ・住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- ・身分証明書となる「マイナンバーカード」、「運転免許証」などの住所は、最新のものにする必要があります。
（正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。）

■住民票の異動届の手続き方法

- ・他の市区町村に転出・転入する場合

大崎町：転出前に転出届を提出して、転出証明書を受け取る



引越先の市区町村：転入した日から14日以内に転出証明書を添えて転入届を提出

- ・大崎町内で転居する場合

転居した日から14日以内に、転居届を提出。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、ICチップの住所変更も必要ですので、設定されたパスワードと一緒にご持参ください。

※住民票の請求・住民異動届の際は、本人確認を行いますので、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちください。また、代理人からの証明書請求や住民異動届の申請の際は、委任状が必要です。詳しくは住民環境課または野方支所にお尋ねください。

※平日の月曜日のみ、午後7時まで窓口延長しております。

■お問い合わせ先 住民環境課 ☎476-1111(内線125、163) 野方支所 ☎478-2111

転出に伴うごみの処分について

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128)

引越などで大量のごみが出た場合、ルールに従って分別した後、以下の方法で排出してください。

<p>一般ごみ</p>	<p>○清掃センターに自己搬入(無料) 清掃センター ☎ 475-2328 ※日曜・祝日を除く 搬入時間8時半～16時(12～13時は搬入できません)</p> <p>○町の収集運搬許可業者に収集を依頼(有料) そおりサイクルセンター ☎ 477-2455</p>
<p>粗大ごみ</p>	<p>○清掃センターに自己搬入(無料)</p> <p>○粗大ごみの戸別回収を依頼 ※月に1度は無料 そおりサイクルセンター ☎ 477-2455</p>
<p>資源ごみ</p>	<p>○地区ごとの指定収集日に排出 ※指定収集日以前に引越しをされる場合は、役場住民環境課環境対策係にて搬入券の発行を受けて、そおりサイクルセンターへ自己搬入できます。</p> <p>○町の収集運搬許可業者に回収を依頼(有料)</p>